



2022年11月17日

各 位

会 社 名 **コタ株式会社**
代表者の役職・氏名 代表取締役社長 小田 博英
上場市場・コード 東証プライム市場 4923
お問い合わせ先 取締役経営企画部長 山崎 正哉
電 話 番 号 0774-44-4923

自己株式の取得及び自己株式の公開買付けに関するお知らせ

当社は、2022年11月17日開催の取締役会において、会社法（平成17年法律第86号。その後の改正を含みます。以下「会社法」といいます。）第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条第1項及び当社定款の規定に基づき、自己株式の取得及びその具体的な取得方法として自己株式の公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）を行うことを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 買付け等の目的

当社は、2022年6月下旬、当社の第1位の大株主であり、創業家の資産管理会社である株式会社英和商事（以下「英和商事」といいます。2022年6月下旬当時の所有株式数は2,171,552株（2022年6月下旬当時所有割合（注1）：9.17%）より、その所有する当社普通株式の一部である330,000株（2022年6月下旬当時所有割合：1.39%）を売却する意向がある旨の連絡を受けたことから、当該株式の取得を目的とする本公開買付けを実施いたします。なお、本日現在、英和商事は、当社普通株式2,171,552株（所有割合（注2）：9.17%）を所有しております。

（注1）「2022年6月下旬当時所有割合」とは、2022年6月30日現在の当社の発行済株式総数（27,218,730株）から同日現在の当社が所有する自己株式数（3,537,366株）を控除した株式数（23,681,364株）に対する割合（小数点以下第三位を四捨五入）をいいます。以下「2022年6月下旬当時所有割合」の計算において同じとします。

（注2）「所有割合」とは、2022年9月30日現在の当社の発行済株式総数（27,218,730株）から同日現在の当社が所有する自己株式数（3,539,725株）を控除した株式数（23,679,005株）に対する割合（小数点以下第三位を四捨五入）をいいます。以下「所有割合」の計算において同じとします。

当社は、株主の皆様に対する長期・安定的な株主還元を重要な経営課題の一つと考えております。将来の事業展開への備えと財務体質の強化のために必要な内部留保に配慮しつつ、継続的・安定的な配当を実施することを目指すとともに、株主価値の向上を図ること等を目的とした株式分割、自己株式の取得等については、市場環境や資本効率等を総合的に勘案したうえで実施することを基本方針としており

ます。剰余金の配当につきましては、配当性向 30%を目途として、継続的・安定的に実施できるよう努めております。直近の 2022 年 3 月期につきましては、通期の 1 株当たり配当額を 20 円(中間配当額：一円、期末配当額：20 円)としており、配当性向は 30.5%でありました。さらに、当社普通株式の投資単位当たりの金額を引き下げることによる流動性の向上と投資家層の拡大を図ることを目的として、2011 年 3 月期以降の毎期末日を基準日として 12 期連続で株式分割も並行して行ってまいりました。なお、内部留保資金の使途につきましては、今後の事業規模の拡大や研究開発・工場設備等への投資、財務基盤の強化、安定的な配当を継続するための原資等として備え、必要に応じて活用したいと考えております。また、将来における経済情勢の変化に応じ、機動的な資本政策を遂行することを可能とするため、当社定款において、会社法第 165 条第 2 項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる旨を定めており、当社は 2014 年 11 月 7 日開催の取締役会において決議された自己株式の公開買付け(買付け等の期間：2014 年 11 月 10 日から 2014 年 12 月 8 日まで)(以下「第 1 回自己株式公開買付け」といいます。)において、700,000 株を 1 株につき金 1,156 円、2017 年 3 月 16 日開催の取締役会において決議された自己株式の公開買付け(買付け等の期間：2017 年 3 月 17 日から 2017 年 4 月 14 日まで)(以下「第 2 回自己株式公開買付け」といいます。)において、550,000 株を 1 株につき金 1,106 円、2018 年 5 月 17 日開催の取締役会において決議された自己株式の公開買付け(買付け等の期間：2018 年 5 月 18 日から 2018 年 6 月 14 日まで)(以下「第 3 回自己株式公開買付け」といいます。)において、550,000 株を 1 株につき金 1,485 円、2021 年 2 月 24 日開催の取締役会において決議された自己株式の公開買付け(買付け等の期間：2021 年 2 月 25 日から 2021 年 3 月 24 日まで)(以下「第 4 回自己株式公開買付け」といいます。)において、660,000 株を 1 株につき金 1,263 円でそれぞれ取得しております。いずれも、英和商事による当社普通株式の売却意向を受け、一時的にまとまった数量の株式が市場に放出されることによる当社普通株式の流動性及び市場価格に与える影響、並びに当社の財務状況等を総合的に勘案し、また、英和商事以外の株主の皆様に対する利益還元も考慮したうえで、自己株式の公開買付けを行ったものです。なお、いずれの公開買付けにおいても、英和商事以外の応募株主はありませんでしたので、全て英和商事からの買付けとなりました。

かかる状況の下、2022 年 6 月下旬、英和商事より、現金化を目的としてその所有する当社普通株式の一部である 330,000 株(以下「売却意向株式」といいます。2022 年 6 月下旬当時所有割合：1.39%)を売却する意向がある旨の連絡を受けました。なお、英和商事は、当社普通株式をはじめとする株式の保有を目的とした持株会社であり、株式の保有及び運用以外の事業活動は行っておりません。当社代表取締役社長である小田博英氏が英和商事の議決権の 93.58%(2022 年 9 月 30 日現在)を保有し、英和商事の代表取締役であります。

これを受け、当社は、一時的にまとまった数量の株式が市場に放出されることによる当社普通株式の流動性及び市場価格に与える影響、並びに当社の財務状況等を総合的に鑑み、2022 年 7 月上旬より売却意向株式を取得することについての具体的な検討を開始いたしました。

その結果、2022 年 9 月上旬、当社が売却意向株式を取得することは、①当社の 1 株当たり当期純利益(EPS)の向上や自己資本当期純利益率(ROE)等の資本効率の向上に寄与すること、また、②本公開買付けに要する資金については、その全額を自己資金により充当する予定ですが、かかる売却意向株式の取得を行った場合においても、当社が 2022 年 11 月 10 日に提出した第 44 期第 2 四半期報告書(以下「本四半期報告書」といいます。)に記載した 2022 年 9 月末現在における当社の手元流動性(現金及び預金)は約 42 億円(手元流動性比率 7.5 月)であり、本公開買付けの買付資金に充当した後も当社の手元流動性は約 37 億円程度(手元流動性比率 6.6 月)と見込まれ、当社の手元流動性は十分確保できるものと考えており、さらに、事業から生み出されるキャッシュ・フローも 2022 年 6 月 20 日に提出した第 43 期有価証券報告書(以下「本有価証券報告書」といいます。)に記載した 2022 年 3 月期の営業活動によるキャッシュ・フロー 16 億円の水準に照らして一定程度蓄積されると見込まれるため、当社の財務健全性及び安全性は今後も維持でき、2022 年 5 月 9 日付の「2022 年 3 月期決算短信〔日本基準〕(非連結)」において公表した 2023 年 3 月期(予想)の 1 株当たり配当金(20.00 円)についても修正は生じず上記配当方針にも影響を与えない見込みであることから、かかる売却意向株式の取得が株主の皆様に対する利益還元につながるものと判断いたしました。

また、具体的な取得方法につきましては、株主間の平等性、取引の透明性の観点から十分に検討を重

ねた結果、公開買付けの手法が適切であると判断いたしました。なお、本公開買付けにおける買付け等の価格（以下「本公開買付価格」といいます。）の決定については、基準の明確性及び客観性を重視し、基礎となる当社普通株式の適正な価格として市場価格を重視すべきであると考えました。また、本公開買付価格の算定の基礎とする当社普通株式の市場価格としては、適正な時価を算定するためには、市場価格が経済状況その他様々な条件により変動しうるものであることから、一定期間の株価変動を考慮することが望ましいと判断しました。他方、より直近の株価を用いた方が当社の直近の業績が十分に株価に反映されていると考え、当社が2014年、2017年、2018年及び2021年に実施した公開買付けにおける買付価格の算定と同様に、取締役会決議日の前営業日（2022年11月16日）の過去3ヶ月、6ヶ月間といった期間の株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）プライム市場における当社普通株式の終値の単純平均値よりもより短期間である取締役会決議日の前営業日（2022年11月16日）の過去1ヶ月間の東京証券取引所プライム市場における当社普通株式の終値の単純平均値を基準とすることが妥当であると判断いたしました。その上で、2022年9月中旬、本公開買付けに応募せず当社普通株式を所有し続ける株主の皆様を尊重する観点から、資産の社外流出を可能な限り抑えるべく、当該基準から一定のディスカウントを行った価格で買付けることが望ましいと判断いたしました。

そこで、当社は、上記の検討内容を踏まえ、2022年9月16日に、英和商事に対して、本公開買付けの取締役会決議日の前営業日（2022年11月16日）までの過去1ヶ月間の東京証券取引所プライム市場における当社普通株式の終値の単純平均値から一定のディスカウントを行った価格で本公開買付けを実施した場合の応募について打診したところ、2022年10月14日、英和商事より売却意向株式330,000株（所有割合：1.39%）の応募を前向きに検討する旨の回答を得られました。

これを受けて、当社は、本公開買付価格のディスカウント率について、過去の自己株式の公開買付けの事例において決定された公開買付価格の市場株価に対するディスカウント率を参考にして検討を進め、2022年10月下旬、本公開買付価格のディスカウント率については、当社による直近の自己株式の公開買付けである第4回自己株式公開買付けを実施した時期が2021年であることを踏まえて当該年の年頭である2021年1月以降2022年10月下旬までの間に公表された自己株式の公開買付けの事例（以下「本事例」といいます。）を参考にすることとし、本事例29件において、10%程度（9%から11%）のディスカウント率を採用している事例が18件と最多であり、同程度のディスカウント率を採用することが適切であると判断いたしました。

そして、当社は、2022年11月11日、本公開買付けを実施する場合には本公開買付けの取締役会決議日の前営業日までの過去1ヶ月間の東京証券取引所プライム市場における当社普通株式の終値の単純平均値から10%のディスカウント率を適用した価格を本公開買付価格とすることを英和商事に提示するとともに協議いたしました。

その結果、2022年11月14日、英和商事より、本公開買付けが実施された場合には本公開買付けの取締役会決議日の前営業日までの過去1ヶ月間の東京証券取引所プライム市場における当社普通株式の終値の単純平均値から10%のディスカウント率を適用した価格にて売却意向株式330,000株（所有割合：1.39%）を本公開買付けに対して応募する旨の回答を得ました。また、同日、本公開買付けに対して応募しない当社普通株式1,841,552株（所有割合：7.78%）については本公開買付け後も継続して所有する旨の回答を得ました。なお、本公開買付けに応募された株券の数の合計が買付予定数を上回った場合には、あん分比例の方式による買付けとなり、売却意向株式のうちの一部を取得することとなります。当社は、買付予定数は未定であったものの、2022年11月14日に英和商事に対して、本公開買付けに応募された株券の数の合計が買付予定数を上回り、あん分比例の方式による買付けとなり、売却意向株式の全てを買付けできないこととなった場合、売却意向株式のうち当社が取得することができなかった当社普通株式の所有方針について確認したところ、同日、英和商事より継続して所有する意向である旨の回答を得ております。

当社は、以上の検討及び協議を経て、2022年11月17日開催の取締役会において、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条第1項及び当社定款の規定に基づき、自己株式の取得及びその具体的な取得方法として本公開買付けを行うこと、並びに本公開買付価格を本公開買付けの取締役会決議日の前営業日（2022年11月16日）までの過去1ヶ月間の東京証券取引所プライム

市場における当社普通株式の終値の単純平均値1,592円から10%のディスカウント率を適用した1,433円（円未満四捨五入）とすることを決議しました。

加えて、本公開買付けにおける買付予定数については、本事例29件のうち、応募を合意している株式数に対して10%程度（9%から11%）上乗せした買付予定数を設定している事例が10件と最多であり、英和商事以外の株主の皆様にも応募の機会を提供するという観点から、売却意向株式330,000株に対して10%を上乗せした363,000株（所有割合：1.53%）を買付予定数とすることといたしました。

なお、当社代表取締役社長である小田博英氏は、英和商事の第1位の大株主であり代表取締役を兼務していることから、本公開買付けに関して特別な利害関係を有するため、当社と英和商事との事前の協議には英和商事の立場からのみ参加し、当社の立場からは参加しておらず、本公開買付けに関する当社取締役会の審議及び決議には参加していません。また、当社取締役である西村充弘氏は、英和商事の取締役を兼務していることから、本公開買付けに関して特別な利害関係を有する可能性があるため、当社と英和商事との事前の協議には参加しておらず、本公開買付けに関する当社取締役会の審議及び決議にも参加していません。

また、本公開買付けにより取得した自己株式の処分等の方針については、現時点では未定です。

2. 自己株式の取得に関する取締役会決議内容

(1) 決議内容

株券等の種類	総数	取得価額の総額
普通株式	363,100株（上限）	520,322,300円（上限）

（注1）発行済株式総数 27,218,730株（2022年11月17日現在）

（注2）所有割合 1.53%（小数点以下第三位を四捨五入）

（注3）取得する期間 2022年11月18日（金曜日）から2023年1月31日（火曜日）まで

(2) 当該決議に基づいて既に取得した自己の株式に係る上場株券等

該当事項はありません。

3. 買付け等の概要

(1) 日程等

① 取締役会決議日	2022年11月17日（木曜日）
② 公開買付開始公告日	2022年11月18日（金曜日） 電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。 （電子公告アドレス https://disclosure.edinet-fsa.go.jp/ ）
③ 公開買付届出書提出日	2022年11月18日（金曜日）
④ 買付け等の期間	2022年11月18日（金曜日）から 2022年12月19日（月曜日）まで（21営業日）

(2) 買付け等の価格

普通株式1株につき、金1,433円

(3) 買付け等の価格の算定根拠等

① 算定の基礎

本公開買付け価格の算定に際しては、当社普通株式が金融商品取引所に上場されていること、上場会社の行う自己株式の取得が市場の需給関係に基づいて形成される株価水準に即した機動的な買付けができることから金融商品取引所を通じた市場買付けによって行われることが多いことを勘案し、基準の明確性及び客観性を重視し、基礎となる当社普通株式の適正な価格として市場価格を重視すべきであると考えました。また、本公開買付け価格の算定の基礎とする当社普通株式の市場価格としては、適正な時価を算定するためには、市場価格が経済状況その他様々な条件により変動しうるものであることから、一定期間の株価変動を考慮することが望ましいと判断しました。他方、より直近の株価を用いた方が当社の直近の業績が十分に株価に反映されていると考え、当社が2014年、2017年、2018年及び2021年に実施した公開買付けにおける買付け価格の算定と同様に、取締役会決議日の前営業日（2022年11月16日）の過去3ヶ月、6ヶ月間といった期間の東京証券取引所プライム市場における当社普通株式の終値の単純平均値よりもより短期間である取締役会決議日の前営業日（2022年11月16日）の過去1ヶ月間の東京証券取引所プライム市場における当社普通株式の終値の単純平均値を基準とすることが妥当であると判断いたしました。その上で、当社は、本公開買付けに応募せずに、当社普通株式を所有し続ける株主の皆様の利益を尊重する観点から、資産の社外流出を可能な限り抑えるべく、当該基準から一定のディスカウントを行った価格で買付けることが望ましいと判断いたしました。

当社は、以上の検討及び英和商事との協議を経て、2022年11月17日開催の取締役会において、本公開買付けの取締役会決議日の前営業日（2022年11月16日）までの過去1ヶ月間の東京証券取引所プライム市場における当社普通株式の終値の単純平均値1,592円から10%のディスカウント率を適用した1,433円（円未満四捨五入）を本公開買付け価格とすることを決定いたしました。

本公開買付け価格である1,433円は、本公開買付けの実施を決議した取締役会開催日である2022年11月17日の前営業日（同年11月16日）の当社普通株式の終値1,654円から13.36%（小数点以下第三位を四捨五入、以下ディスカウント率の計算において同じとします。）、同年11月16日までの過去1ヶ月間の当社普通株式の終値の単純平均値1,592円から9.99%、同日までの過去3ヶ月間の当社普通株式の終値の単純平均値1,571円から8.78%及び、同日までの過去6ヶ月間の当社普通株式の終値の単純平均値1,538円から6.83%をそれぞれディスカウントした金額となります。

なお、当社は第1回自己株式公開買付けにおいて、700,000株を1株につき金1,156円、第2回自己株式公開買付けにおいて、550,000株を1株につき金1,106円、第3回自己株式公開買付けにおいて、550,000株を1株につき金1,485円、第4回自己株式公開買付けにおいて、660,000株を1株につき金1,263円でそれぞれ取得しております。当該買付け価格1,156円、1,106円、1,485円及び1,263円と本公開買付け価格1,433円との差異（277円、327円、52円及び170円）は、参考となる市場価格の変動（本公開買付け価格の算定の基礎とした市場価格は1,592円（以下「本市場価格」といいます。）、第1回自己株式公開買付けの買付け価格の算定の基礎とした市場価格は1,284円（本市場価格対比-19.35%）、第2回自己株式公開買付けの買付け価格の算定の基礎とした市場価格は1,229円（本市場価格対比-22.80%）、第3回自己株式公開買付けの買付け価格の算定の基礎とした市場価格は1,649円（本市場価格対比+3.58%）、第4回自己株式公開買付けの買付け価格の算定の基礎とした市場価格は1,403円（本市場価格対比-11.87%））、第1回乃至第4回自己株式公開買付けの各買付け以降に実施した株式分割による発行済株式総数の希薄化（第1回自己株式公開買付けと本公開買付けの間においては2015年3月期以降の8期連続の期末株式分割による発行済株式総数の希薄化、第2回自己株式公開買付けと本公開買付けの間においては2018年3月期以降の5期連続の期末株式分割による発行済株式総数の希薄化、第3回自己株式公開買付けと本公開買付けの間においては2019年3月期以降の4期連続の期末株式分割による発行済株式総数の希薄化、第4回自己株式公開買付けと本公開買付けの間においては

2022年3月期の期末株式分割による発行済株式総数の希薄化)及びディスカウント率の差異(本公開買付けのディスカウント率は本市場価格の9.99%、第1回自己株式公開買付けのディスカウント率は買付価格の算定の基礎とした市場価格の9.97%、第2回自己株式公開買付けのディスカウント率は買付価格の算定の基礎とした市場価格の10.01%、第3回自己株式公開買付けのディスカウント率は買付価格の算定の基礎とした市場価格の9.95%及び第4回自己株式公開買付けのディスカウント率は買付価格の算定の基礎とした市場価格の9.98%)によるものであります。

② 算定の経緯

本公開買付価格の決定については、基準の明確性及び客観性を重視し、基礎となる当社普通株式の適正な価格として市場価格を重視すべきであると考えました。また、本公開買付価格の算定の基礎とする当社普通株式の市場価格としては、適正な時価を算定するためには、市場価格が経済状況その他様々な条件により変動しうるものであることから、一定期間の株価変動を考慮することが望ましいと判断しました。他方、より直近の株価を用いた方が当社の直近の業績が十分に株価に反映されていると考え、当社が2014年、2017年、2018年及び2021年に実施した公開買付けにおける買付価格の算定と同様に、取締役会決議日の前営業日(2022年11月16日)の過去3ヶ月、6ヶ月間といった期間の東京証券取引所プライム市場における当社普通株式の終値の単純平均値よりもより短期間である取締役会決議日の前営業日(2022年11月16日)の過去1ヶ月間の東京証券取引所プライム市場における当社普通株式の終値の単純平均値を基準とすることが妥当であると判断いたしました。その上で、2022年9月中旬、本公開買付けに応募せず当社普通株式を所有し続ける株主の皆様の利益を尊重する観点から、資産の社外流出を可能な限り抑えるべく、当該基準から一定のディスカウントを行った価格で買付けることが望ましいと判断いたしました。

そこで、当社は、上記の検討内容を踏まえ、2022年9月16日に、英和商事に対して、本公開買付けの取締役会決議日の前営業日(2022年11月16日)までの過去1ヶ月間の東京証券取引所プライム市場における当社普通株式の終値の単純平均値から一定のディスカウントを行った価格で本公開買付けを実施した場合の応募について打診したところ、2022年10月14日、英和商事より売却意向株式330,000株(所有割合:1.39%)の応募を前向きに検討する旨の回答を得られました。

これを受けて、当社は、本公開買付価格のディスカウント率について、過去の自己株式の公開買付けの事例において決定された公開買付価格の市場株価に対するディスカウント率を参考にして検討を進め、2022年10月下旬、本公開買付価格のディスカウント率については、本事例を参考にすることとし、本事例29件において、10%程度(9%から11%)のディスカウント率を採用している事例が18件と最多であり、同程度のディスカウント率を採用することが適切であると判断いたしました。

そして、当社は、2022年11月11日、本公開買付けを実施する場合には本公開買付けの取締役会決議日の前営業日までの過去1ヶ月間の東京証券取引所プライム市場における当社普通株式の終値の単純平均値から10%のディスカウント率を適用した価格を本公開買付価格とすることを英和商事に提示するとともに協議いたしました。

その結果、2022年11月14日、英和商事より、本公開買付けが実施された場合には本公開買付けの取締役会決議日の前営業日までの過去1ヶ月間の東京証券取引所プライム市場における当社普通株式の終値の単純平均値から10%のディスカウント率を適用した価格にて売却意向株式330,000株(所有割合:1.39%)を本公開買付けに対して応募する旨の回答を得ました。

当社は、以上の検討及び協議を経て、2022年11月17日開催の取締役会において、本公開買付けの取締役会決議日の前営業日(2022年11月16日)までの過去1ヶ月間の東京証券取引所プライム市場における当社普通株式の終値の単純平均値1,592円から10%のディスカウント率を適用した1,433円(円未満四捨五入)を本公開買付価格とすることを決定いたしました。

(4) 買付予定の株券等の数

株券等の種類	買付予定数	超過予定数	計
普通株式	363,000 株	一株	363,000 株

(注1) 応募株券等（本公開買付けに応募された株券等をいいます。以下同じとします。）の数の合計が買付予定数（363,000 株）を超えないときは、応募株券等の全部の買付け等を行います。応募株券等の数の合計が買付予定数（363,000 株）を超えるときは、その超える部分の全部又は一部の買付け等を行わないものとし、金融商品取引法（昭和 23 年法律第 25 号。その後の改正を含みます。以下「法」といいます。）第 27 条の 22 の 2 第 2 項において準用する法第 27 条の 13 第 5 項及び発行者による上場株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令（平成 6 年大蔵省令第 95 号。その後の改正を含みます。）第 21 条に規定するあん分比例の方式により、株券等の買付け等に係る受渡しその他の決済を行います（各応募株券等の数に 1 単元（100 株）未満の株数の部分がある場合、あん分比例の方式により計算される買付株数は各応募株券等の数を上限とします。）。

(注2) 単元未満株式についても本公開買付けの対象としています。なお、会社法に従って株主による単元未満株式買取請求権が行使された場合は、当社は法令の手続に従い本公開買付けにおける買付け等の期間（以下「公開買付期間」といいます。）中に自己の株式を買い取ることがあります。

(注3) 所有割合 1.53%（小数点以下第三位を四捨五入）

(5) 買付け等に要する資金

543,179,000 円

(注) 買付け等に要する資金の金額は、買付代金（520,179,000 円）、買付手数料、その他本公開買付けに関する新聞公告及び公開買付説明書その他必要書類の印刷費等の諸費用についての見積額の合計です。

(6) 決済の方法

① 買付け等の決済をする証券会社・銀行等の名称及び本店の所在地

（公開買付代理人）

三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社 東京都千代田区大手町一丁目9番2号

② 決済の開始日

2023年1月13日（金曜日）

③ 決済の方法

公開買付期間終了後遅滞なく、本公開買付けによる買付け等の通知書の本公開買付けに係る株券等の買付け等の申込みに対する承諾又は売付け等の申込みをされる方（以下「応募株主等」といいます。）（外国の居住者である株主（法人株主を含みます。以下「外国人株主」といいます。）の場合はその常任代理人）の住所又は所在地宛に郵送します。

買付け等は、現金にて行います。買付けられた株券等に係る売却代金より適用ある源泉徴収税額（注）を差し引いた金額は、応募株主等（外国人株主の場合はその常任代理人）の指示により、決済の開始日以後遅滞なく、公開買付代理人から応募株主等（外国人株主の場合はその常任代理人）の指定した場所へ送金します。

(注) 本公開買付けにより買付けられた株式に対する課税関係について

(※) 税務上の具体的なご質問等につきましては、税理士等の専門家にご相談いただき、ご自身でご判断いただきますようお願い申し上げます。

(イ) 個人株主の場合

(i) 応募株主等が日本の居住者及び国内に恒久的施設を有する非居住者の場合

本公開買付けに応募して交付を受ける金銭の額が、当社の資本金等の額のうちその交付の基因となった株式に対応する部分の金額を超過するとき（1株当たりの買付価格が当社の1株当たりの資本金等の額を上回る場合）は、当該超過部分の金額については、配当とみなして課税されます。また、本公開買付けに応募して交付を受ける金銭の額から、配当とみなされる金額を除いた部分の金額については株式等の譲渡収入となります。なお、配当とみなされる金額がない場合（1株当たりの買付価格が当社の1株当たりの資本金等の額以下の場合）には交付を受ける金銭の額のすべてが譲渡収入となります。

配当とみなされる金額については、20.315%（所得税及び「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」（平成23年法律第117号。その後の改正を含みます。）に基づく復興特別所得税（以下「復興特別所得税」といいます。）15.315%、住民税5%）の額が源泉徴収されます（国内に恒久的施設を有する非居住者にあつては、住民税5%は特別徴収されません。）。ただし、租税特別措置法（昭和32年法律第26号。その後の改正を含みます。以下「租税特別措置法」といいます。）第9条の3に規定する大口株主等（以下「大口株主等」といいます。）に該当する場合には、20.42%（所得税及び復興特別所得税のみ）の額が源泉徴収されます。また、譲渡収入から当該株式に係る取得費を控除した金額については、原則として、申告分離課税の適用対象となります。

なお、租税特別措置法第37条の14（非課税口座内の少額上場株式等に係る譲渡所得等の非課税）に規定する非課税口座（以下「非課税口座」といいます。）の株式等について本公開買付けに応募する場合、当該非課税口座が開設されている金融商品取引業者等が三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社であるときは、本公開買付けによる譲渡所得等については、原則として、非課税とされます。なお、当該非課税口座が三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社以外の金融商品取引業者等において開設されている場合には、上記の取扱いと異なる場合があります。

(ii) 応募株主等が国内に恒久的施設を有しない非居住者の場合

配当とみなされる金額について、15.315%（所得税及び復興特別所得税のみ）の額が源泉徴収されます。なお、大口株主等に該当する場合には、20.42%（所得税及び復興特別所得税のみ）の額が源泉徴収されます。また、当該譲渡により生じる所得については、原則として、日本国内においては課税されません。

(ロ) 法人株主の場合

応募株主等が法人株主の場合に、本公開買付けに応募して交付を受ける金銭の額が、当社の資本金等の額のうちその交付の基因となった株式に対応する部分の金額を超過するとき（1株当たりの買付価格が当社の1株当たりの資本金等の額を上回る場合）は、当該超過部分の金額について、配当とみなして、15.315%（所得税及び復興特別所得税のみ）の額が源泉徴収されます。

(ハ) 外国人株主等（それぞれに適用がある租税条約において規定されている外国の居住者等である株主（法人株主も含みます。）を指します。）のうち、適用ある租税条約に基づき、かかる配当とみなされる金額に対する所得税及び復興特別所得税の軽減又は免除を受けることを希望する株主は、2022年12月19日までに公開買付代理人に対して租税条約に関する届出書を提出することを通知するとともに、決済の開始日の前営業日（2023年1月12日）までに同届出書を公開買付代理人にご提出下さい。

(7) その他

- ① 本公開買付けは、直接間接を問わず、米国内において若しくは米国に向けて行われるものではなく、また、米国の郵便その他の州際通商若しくは国際通商の方法・手段（ファクシミリ、電子メール、インターネット通信、テレックス及び電話を含みますが、これらに限りません。）を利用して行われるものでもなく、更に米国の証券取引所施設を通じて行われるものでもありません。上記方法・手段により、若しくは上記施設を通じて、又は米国内から本公開買付けに応募することはできません。

また、本公開買付けに係る公開買付届出書又は関連する買付書類はいずれも、米国内において若しくは米国に向けて、又は米国内から、郵送その他の方法によって送付又は配布されるものではなく、かかる送付又は配布を行うことはできません。上記制限に直接又は間接に違反する本公開買付けへの応募はお受けしません。本公開買付けへの応募に際し、応募株主等（外国人株主の場合はその常任代理人）は公開買付代理人に対し、以下の旨の表明及び保証を行うことを求められることがあります。

応募株主等が応募の時点及び公開買付応募申込書送付の時点のいずれにおいても米国に所在していないこと。本公開買付けに関するいかなる情報（その写しを含みます。）も、直接間接を問わず、米国内において若しくは米国に向けて、又は米国内から、これを受領したり送付したりしていないこと。買付け等若しくは公開買付応募申込書の署名交付に関して、直接間接を問わず、米国の郵便その他の州際通商若しくは国際通商の方法・手段（ファクシミリ、電子メール、インターネット通信、テレックス及び電話を含みますが、これらに限りません。）又は米国内の証券取引所施設を使用していないこと。他の者の裁量権のない代理人又は受託者・受任者として行動する者ではないこと（当該他の者が買付け等に関する全ての指示を米国外から与えている場合を除きます。）。

- ② 当社の第1位の大株主であり、創業家の資産管理会社である英和商事から、本公開買付けに対して、売却意向株式 330,000 株（所有割合：1.39%）を応募する旨、また、本公開買付けに対して応募しない当社普通株式 1,841,552 株（所有割合：7.78%）については本公開買付け後も継続して所有する旨の回答を得ております。なお、本公開買付けに応募された株券の数の合計が買付予定数を上回った場合には、あん分比例の方式による買付けとなり、売却意向株式のうちの一部を取得することとなります。当社は、英和商事より、本公開買付けに応募された株券の数の合計が買付予定数を上回り、あん分比例の方式による買付けとなり、売却意向株式の全てが買付けされない場合、売却意向株式のうち当社が取得することができなかった当社普通株式について継続して所有する意向である旨の回答を得ております。

(ご参考) 2022年11月17日現在の自己株式の保有状況

発行済株式総数（自己株式を除く）	23,678,507 株
自己株式数	3,540,223 株

以 上